

東京都男女平等参画審議会  
第2回総会

令和7年11月4日

生活文化局

1 日時

令和7年11月4日（火）午前10時02分から午前11時45分まで

2 開催方法

対面（オンライン併用）

3 会議次第

（1）開会

（2）中間のまとめ案について

（3）その他

（4）閉会

4 出席委員

江崎さなえ委員、片岡弥恵子委員、かまた悦子委員、岸本聡子委員、櫻井彩乃委員、  
笹岡ゆうこ委員、佐々木珠委員、清水季子委員、高橋まきこ委員、高見具広委員、  
田上皓大委員、名執雅子委員、根本勝則委員、納米恵美子委員、濱田智崇委員、  
福田節也委員、藤森和美委員、松田妙子委員、三木智有委員、矢島洋子委員、  
佐光正子専門委員、佐々木真紀専門委員

(午前10時02分 開会)

○久松都民活躍支援担当部長 お待たせいたしました。それでは定刻になりましたので、ただいまから東京都男女平等参画審議会第2回総会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当しております生活文化局都民活躍支援担当部長の久松でございます。よろしくお願いたします。

まず本日の資料の確認をさせていただきます。本日はペーパーレス会議のため会場にお越しにいただいている委員、専門委員の皆様におかれましては、お手元のタブレット端末から資料をご覧ください。紙の資料もご用意しておりますので必要な方はお申出ください。

また、オンラインでご参加の皆様には、画面で資料を共有いたします。事前に資料をお送りしておりますのでそちらもご活用ください。

本日の資料は、5種類でございます。

続きまして会場にお越しの委員の皆様に向けて、タブレットの使用方法をご説明いたします。

タブレットの右上で同期と非同期を変更することができます。同期が表示されている場合には、事務局の説明に合わせて資料が自動的に表示されます。非同期が表示されている場合には、画面にタッチして右から左にスライドしていただきますと、ご自身で確認したいページをご覧ください。また、画面表示の大きさを変更したい場合は、画面にタッチした状態で指を広げたり縮めたりしていただければ拡大縮小が可能です。

ご不明な点がございましたら、周りの職員にお伺いいただければと思います。また非同期した上で、左上の資料切替えから中間のまとめの本文もご覧ください。ご参考をご覧ください。

次に本日の出席状況についてご報告いたします。ご出席いただいております委員の方は、オンラインの方を含めまして、委員の皆様20名、専門委員の皆様2名、合計22名にご出席いただいております。

審議会運営要綱第5に定める総会の開会に必要な定足数である委員の過半数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日、石倉委員、小林委員、坂上委員、土肥委員、和地委員の5名の皆様はご都合によりご欠席となっております。

次に新たにご就任いただきました委員をご紹介します。特別区長会から新たなご推薦により1名、都議会議員の任期満了により4名、合計5名の委員が辞職され、新たに5名の方が就任されましたのでご紹介いたします。

江崎さなえ委員でございます。

○江崎委員 よろしく願いいたします。

○久松都民活躍支援担当部長 引き続きのご就任でございます。

かまた悦子委員でございます。

○かまた委員 よろしく願いいたします。

○久松都民活躍支援担当部長 岸本聡子委員でございます。

○岸本委員 よろしく願いします。

○久松都民活躍支援担当部長 笹岡ゆうこ委員でございます。

○笹岡委員 よろしく願いいたします。

○久松都民活躍支援担当部長 高橋まきこ委員でございます。

○高橋委員 よろしく願いいたします。

○久松都民活躍支援担当部長 よろしく願いいたします。このほかの委員の皆様につきましては、進行の都合上大変恐縮ですが、委員名簿をもってご紹介とさせていただきます。

続きまして、都側の関係者ですが、事務局及び幹事として関係局の職員も対面及びオンラインで出席しております。こちらにつきましても幹事・事務局名簿に代えてご案内とさせていただきます。

最後に、会議にあたってご留意いただきたい事項について申し上げます。ご発言の際には対面の方は挙手、オンラインの方は画面の挙手ボタン押してお知らせいただき、会長の指名を受けてからご発言いただきますようお願いいたします。

なお、オンライン画面が映らない、音声聞こえないなど問題が発生した場合は、一旦会議から退出していただき、再入室を試みていただければと思います。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を清水会長、お願いいたします。

○清水会長 皆様おはようございます。本日は大分寒くなってきましたが、お集まりいただきましてありがとうございます。清水でございます。

それでは、まず審議に入る前に審議会の公開について確認させていただければと思

ます。運営要綱第11では、公開で行うものとする定められております。ただし書により一部非公開の取扱いとすることができますけれども、このまま公開で進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長 では、ご異議なしということで進めさせていただきたいと思っております。

次に議事録の取扱いについて確認させていただきたいと思っております。

これについては、久松部長のほうからご説明があります。

○久松都民活躍支援担当部長 議事録は全文、氏名入りで、ホームページで公表していきたいと存じます。議事録の作成方法ですが事務局で議事録(案)を作成し、発言者の皆様にはご確認をお願いいたします。最終的な確認は、会長にご一任ということにさせていただきたいと存じます。

なお、個人情報に関わる事項がある場合には、発言者及び会長とご相談させていただきたく存じます。

事務局からは、以上でございます。

○清水会長 久松部長、ありがとうございます。ただいまご説明のありました議事録の取扱いについて、事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長 では、ご異議なしとさせていただきます。続きまして次第の2、中間のまとめ案に移りたいと思っております。審議にあたりまして、報告事項及び審議事項について各部会長及び事務局から説明をお願いいたします。

吉浦部長。

○吉浦働く女性応援担当部長 吉浦でございます。資料3「女性の活躍に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」より、女性の活躍に関する条例の検討状況についてご報告をいたします。

産業労働局では、雇用就業分野におきまして、女性が個性や能力を発揮して活躍できる環境整備に向け「女性の活躍に関する条例(仮称)」を策定することを目指しまして議論を進めてまいりました。

検討会議を設け、6回にわたり経済団体や労働者の代表の皆さん、そして学識経験者の皆様からいただいたご意見をいただき、女性が少ない産業分野などの団体や女性活躍に積極的に取り組む事業者、経営者などからのご意見も踏まえまして、資料3にござい

まず「女性の活躍に関する条例（仮称）」の基本的な考え方をまとめまして、都議会第3回定例会に報告をいたしております。

まず策定の趣旨でございます。東京都は平成12年に男女平等参画基本条例を制定いたしまして、社会のあらゆる分野の活動に男女が等しく参画できるよう施策を展開しております。

雇用の分野では、仕事と育児の両立支援などを性別に関わらず働きやすい環境整備が進み、女性の就業率は向上しております。しかしながら、その半数以上は非正規雇用であり、管理職比率は低いという水準にとどまっております。

そうした中で本格的な人口減少社会が到来いたしまして、事業者にとっては人材確保が大きな課題となっております。産業構造が変化し、消費者ニーズが多様化する中で、事業の持続的な発展には、新たな視点からの発想が求められており、そうした観点から、女性の活躍をより一層進めることが重要となっております。また、職場に残る性別役割分担意識も解消することが必要となっております。加えて、一般社会におきましても、女性の進学や職業選択に影響を及ぼす思い込み、意識がありまして、その解消が必要となっております。東京が今後も持続的な発展を遂げていくためには、人口の半分を占める女性の活躍が鍵でございます。女性が個性や能力を発揮して活躍できるよう、新たな取組を進める必要がございます。

こうしたことから、次のページでございますけれども、雇用分野などにおきまして、女性がその個性や能力を発揮して活躍することを推進し、誰もがいきいきと暮らす社会の実現を目指して新たな条例を定めるものでございます。新たな条例における取組の柱といたしましては、事業者や経済団体の主体的な取組を進めるため、その責務と取り組むべき事項を定めてまいります。事業者は自らの状況を受け止め、分析し、女性の活躍を経営戦略に組み込み、その個性や能力を発揮して、活躍できる環境整備に取り組むこと。経済団体は業界全体で機運醸成を図り、所属企業の取組を支援していくこと。東京都は事業者や経済団体を後押しするため、具体的な施策を推進するとともに、雇用分野に影響を及ぼしている性別による無意識の思い込みの払拭に努めることとしております。

次のページから、条例で定める主な内容の案をお示ししております。事業者の責務として主体的に取り組む事項について定めるほか、女性の尊厳を傷つける行為を行わないこと。都が策定する指針に基づき計画的に取組を推進すること。都が実施する進捗状況

調査に協力することとしております。経済団体の責務として、所属する事業者等の取組を促進すること。また、都民の責務として、性別による無意識の思い込みについての関心と理解を深め、雇用分野などにおける女性の参画を推進することとしております。都の責務等といたしましては、情報提供や啓発、相談などを実施すること。条例に関する指針を策定すること。進捗状況調査を実施し、公表すること。都が率先して取り組むこと。国や区市町村との連携に努めることといたしました。

次のページにお進みください。委員会質疑における視点を盛り込みまして、さらに解説を加えたものが現在お示しをしております「女性の活躍に関する条例（仮称）の基本的な考え方」とある10ページから25ページまでの資料です。こちらを10月9日に公表いたしまして、11月7日までパブリックコメントとして、都民の皆様から広くご意見を募集している状況でございます。詳細は、後ほどぜひご覧いただければと思っております。パブリックコメントが終わりましたら、結果のまとめを行うとともに、なるべく早く条例案の上程につなげていきたいと考えております。この条例を原動力に取組を進め、女性だけではなく、誰もが個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○清水会長 吉浦部長ありがとうございました。それでは続きまして男女平等参画部会から報告をお願いいたします。矢島部会長様、お願いいたします。

○矢島部会長 ありがとうございます。矢島でございます。男女平等参画部会での検討状況についてご報告いたします。

これまで3回の部会で総合計画に関する議論を重ねてまいりました。全体としての方向性としては、希望する生き方の選択ということが基本的に重要であること、そしてポジティブアクションとしての雇用分野、それから特定イシューとしての配偶者暴力があり、それらを支える、広めるための取組を様々に検討していく必要があるというイメージで議論しております。

総合計画として見たときに、全体として重複感がないよう計画を取りまとめる必要が指摘されています。また総合計画の策定においては、三つの視点から委員に様々なご意見をいただいているのですが、まずは男女ともに自分らしく、望んだ生活を送れるという視点であり、ライフステージやライフイベントというものが多様化している中で、様々な選択というものが可能になる社会を目指すということでございます。

二つ目には、東京都が進めております新条例「女性の活躍に関する条例（仮称）」の策定、この動きを捉まえまして、雇用の分野における取組を一層推進するということがございます。

それから、3点目には性別役割分担や制度的な男女差がないにも関わらず生じる男女差、こういったものに着目しまして、男女の区別なく力を発揮できる環境整備や意識改革を進めるということがございます。

このような中で、特に今検討が進んでいる女性活躍条例と総合計画との違いの点ですね。この辺りも意見が様々出ておりまして、条例においても企業における女性の活躍の推進に加えて、それらを支えるという意味での社会における性別役割分業などの意識改革も含まれており、その点でかなり総合計画と重なってきているということ、この辺りに委員の皆様からもかなり注目が集まっておりまして、どちらでも重要な視点ですので、取組や計画が積極的に設けられるのはよいことなんですけれども、ただ総合計画としては働く場だけにフォーカスせずに、自分らしく男女ともに生活を送れるという視点がまず最初に来ますし、それとどうしても条例では企業の成長であるとか経済の成長のための女性活躍という視点が強調されがちで、その視点ももちろんあるんですけれども、総合計画においては、まずは人権の問題としての男女ともにの平等や活躍というところがあるということ、これがあまり条例のほうに引きずられ過ぎずに、全体としては設定されていることが重要ではないかということがあります。

それからアンコンシャス・バイアスについては、固定的性別役割分担の解消というのが、全ての世代へのアプローチとして重要なんですが、特に30代から50代の現役の働いている世代へのアプローチ、これが非常に重要ではないか。また、これまでの生涯学習等の取組では、皆様なかなか忙しくて、アプローチが困難な世代です。これまでは動機づけも難しかったんですが、これからの時代を生きていく子供、若者たちの親としての認識、情報をアップデートする必要性を示して、学習機会を提供していくことが必要ではないかという意見が出ております。また子供たち、次世代にバイアスを引き継がないことも当然重要であり、小学生からの段階的なキャリア教育、ライフプランニングなどが必要、教育などが必要かと考えられます。キャリア教育には、しっかりとジェンダー平等の視点を入れることが必要です。

また、数値目標においては質と量の拡大が必要ではないかという意見がありまして、国際比較される数値に留意しつつ、国をリードしていくのが東京都としての目標設定が

検討されるとよいのではないか。これまで数値目標の設定が少ない分野にも目を向けていく必要性、それから第三者機関を引き続き設置していく必要性が指摘されています。

また東京都の東京ウィメンズプラザの機能、これからの活性化ということも非常に委員の間でも議論をしております、相談の内容を分析し施策に反映することや、国の機関や施策と都民との橋渡し役となることも期待されています。ただ、今後女性だけでなく男性のライフプランニングにおいても非常に重要な期間になると考えられますので、このウィメンズプラザという名称を今後どうしていくのかといったことも課題ではないかといった意見が出ております。

簡単ではありますが、私のほうからご報告させていただきました。

○清水会長 矢島部会長、どうもお取りまとめいただきましてありがとうございます。非常に参考になる内容だったと思います。

それでは続きまして、配偶者暴力対策部会から報告をお願いしたいと思います。

藤森部会長様、お願いいたします。

○藤森部会長 はい、藤森でございます。二つ大きなテーマがありまして、配偶者暴力対策としては、「配偶者暴力は個人の尊厳を傷つけ男女平等参画社会の実現を阻害」していること。「被害者の安全で安心できる生活のため関係機関等が状況に応じて連携し、切れ目ない支援を行うことが重要」ということです。切れ目ない支援体制については、部会のほうでもかなり議論がございました。社会形成の問題とか相談体制の問題、整備をしていこう。安全で保護のための体制の整備、自立生活の再建のための総合的な支援対策の整備、これも都や区市町村の相談窓口によってその支援の内容が違って、他の区では受けられるのだけど自分たちの区では受けられないような問題があるので、それを統一できないかというような議論もございました。また、関係機関の連携、人材育成ということで、支援者の燃え尽き症候群を避けるとか、支援者による被害者に対する傷つきを避けるための教育、サポート、スーパーバイズなどが重要なのではないかということとは議論されております。

これが簡単ではございますが配偶者暴力の部会の議論のまとめで、まだ十分に具体的なところでの目標や数値目標などは、配偶者暴力対策についてはなかなか上げにくいところもございますが、なるべくはっきりとした目標が掲げられるものは掲げていきたいと考えておりますし、現場での困った点とか、非常に問題が大きい点を具体的に、よりこの中間まとめから最終のまとめまでに上げていきたいと考えております。以上です。

○清水会長 藤森部会長様、どうもありがとうございました。最後におっしゃった現場の目線をぜひ盛り込んでいただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。平澤課長よろしくお願ひします。

○平澤男女平等参画課長 それでは、事務局の男女共同参画課長の平澤から資料4につきまして説明をさせていただきます。ただいま両部会長からもご説明がございました点と重複する点もございますが、ご説明をお聞きいただければと思います。

まず、中間のまとめ（案）に関する概要と今後の予定でございます。中間のまとめは、計画改定に向けて審議会の総会や部会で、各委員の皆様からいただいたご意見を答申の中間段階の案として取りまとめたものでございます。取りまとめにあたりましては、構成を三つの章に整理し、第3章の政策の方向性について四つの項目に整理をしております。

本日の審議会で、この案についてご議論いただきまして、中間のまとめを確定した後、それを公表し、都民の意見を聞くパブリックコメントを実施いたします。都民の意見を中間のまとめに反映し、審議会としての最終的な答申とする予定でございます。資料の下の段のほうにございますが、構成の概要をお示ししております。3章のうちの第1章は「東京都の男女平等参画の現状と課題」、第2章は「改定にあたっての基本的事項」、第3章は「次期計画に盛り込む政策の方向性」となっております。この第3章は先ほど申し上げましたとおり、右側の吹き出しのところでございますが、四つの項目でまとめてございます。

それぞれの内容について、次のシートで説明をさせていただきます。

では、まず第1章の「東京都の男女平等参画の現状と課題」でございます。ここは二つの項目で整理をしております。一つ目の項目は、「都や国の取組の振り返りと都を取り巻く状況」でございます。この項目には、国や都の法令や計画の動きを時系列で整理をするとともに、社会経済状況の変化や女性の参画の状況などについて記載をするところがございます。また、第2項は、「総合計画の取組結果とそれに対する評価」でございます。この項目には、現行計画における着実な取組を評価する一方で、その括弧のところ記載してございますような現行計画についての課題につきまして、委員の皆様からご意見を頂戴しておりますので、計画に対する評価としてその内容を記載するところ

でございます。

続きまして、第2章の「改定にあたっての基本的事項」でございます。この章は六つの項目で整理をしております。第1項の「計画の位置づけ」に関しましては、引き続き女性活躍推進計画と配偶者暴力対策計画、この二つをもちまして総合計画を構成するということは引き続きこの考えを維持していくこととしております。

第2項の「他計画との関係の整理」でございますが、都の総合計画である「2050東京戦略」との関係を確認しつつ、その他の法令等に基づく計画との役割分担につきましては、先ほど部会長からもございましたが、明確にしていくべきというところでご意見を頂戴しておりますので、その考え方を記載しております。

また、第3項の「男女平等参画の視点を一層推進」でございますが、こちらには先ほどご説明のありました「女性の活躍に関する条例（仮称）」でございますが、これを踏まえるとともに、男女平等参画の計画として、自分らしく生きていくという観点から全体を整理すべきという意見を記載しております。また男女平等参画の視点から、部門間での連携を生かし、施策の見直しを実施すべきという意見も頂戴しております。

第4項の「数値目標と事業進捗管理」に関しましては、こちらも部会長からもございましたが、数値目標の質と量を拡大することと、進捗管理に関しては、第三者機関を引き続き活用して進行管理をしっかりと行うといった意見を頂戴しております。

第5項の「東京ウィメンズプラザの機能強化」や様々な主体との連携強化に関しましては、男女平等部会の委員の皆様にご視察いただいた上で、頂戴しました意見をここに反映しております。具体的には東京ウィメンズプラザで実施しております相談事業、年間約3万3,000件の相談が寄せられております。その内容を分析し、次の施策の検討に活用すべきといったご意見を頂戴しております。また国や区市町村、あるいは民間団体など関係機関との連携を強化すべきというような意見も頂戴しております。

第6項の「都民への広報の強化」につきましては、庁内で事業連携を行いながら、都民の皆様にご実施しております各種施策の内容やその効果といったものを知っていただき、また実感していただけるようにプロモーションをしっかりと取り組むべきといったご意見をいただいておりますので、その辺りを記載しているところでございます。

次のスライドからが第3章「次期計画に盛り込む政策の方向性」の内容を記載しております。まず一つ目は、「自分らしく生きていく 自らが希望する生き方を選択でき

る社会を目指して」ということをございます。この項目に関しては、上段の白い丸のところの一つ目に記載しておりますとおり、自分らしく生きていくということは男女平等参画社会の実現に向け、非常に重要な考えであるというところで、次期総合計画の1番目に記載すべきといったご意見を頂戴しております。また多様化するライフイベントに応じた様々な課題を男女共同参画の視点から検討し、これまでの取組も含めまして、自分らしく生きていくための様々な活動を支援する必要があるといった意見を頂戴してございます。

取組の例といたしましてオレンジ色の下の段の四角の中にございますとおり、各ライフイベントに応じた切れ目のない支援、あるいは困難に直面する方、例といたしましては、ひとり親家庭などもございますので、こういった困難を抱える方への支援にもしっかりと取り組むということに記載するよう意見を頂戴してございます。またその下の家庭や地域での活動を支えるというところで、家事・育児の分担に関する取組や健康、スポーツ、地域活動やボランティアへの参画などを例として記載させていただいております。

次は、「女性がいきいき働ける 雇用・就業分野における女性活躍の推進」でございます。この項目に関しては、先ほどご説明のありましたとおり、今現在、新しい条例の議論が継続中でございますので、現段階の中間まとめといたしましては具体的な内容は記載せず、条例の趣旨をこの項目に反映するというところの方向性のご意見を頂戴しておりますので、そちらに記載しております。今後最終的な答申に向けまして、引き続き議論を進めることとしております。また、掲載が想定される取組の例としてオレンジの下のところに書いてございますが、「仕事と家庭の両立が可能となる制度の導入」や、「職場や就職活動でのハラスメント防止」、「雇用分野に影響を及ぼしているアンコンシャス・バイアスの払拭」などを挙げているところでございます。

次に、「ささえる、ひろめる 男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備」でございます。こちら一つ目の白丸にございますとおり、「誰もが性別に捉われず自分らしく生きていけるようになるためには、男女の区別なく力を発揮できる環境の整備と社会の意識改革が重要」とありまして、基盤整備に社会全体で取り組み、男女平等参画社会の強固な基礎を築いていくべきといった意見を頂戴してございます。取組の例としまして、オレンジ色の部分、社会のマインドチェンジ、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する取組、またその下、「安心して暮らせる環境づくり」とし

て、痴漢をはじめとする犯罪や迷惑行為、セクシャル・ハラスメント行為の防止、女性のトイレの不足の問題など、社会施設における対応、あるいは女性の視点を生かした災害への対応などを挙げているところでございます。

四つ目の項目が「配偶者暴力対策」でございます。こちらは先ほど部会長からもご説明いただきましたとおり、白丸にも記載しておりますが配偶者暴力というのは個人の尊厳を傷つけ男女平等参画社会の実現を阻害するものであるというところを、改めて委員の皆様からも意見を頂戴したところでございまして、被害者が安全に安心できる生活のため関係機関等が連携をしながら、切れ目ない支援を行うことが重要であるといった意見を頂戴してございます。オレンジ色の例の中は、部会長からもご説明のございました切れ目のない支援体制といったところに関しては、現計画に引き続き取り組むというところでございますが、委員の皆様からはこの配偶者暴力の実態というところも、男性と女性の働くバランスなどの関係から変化している点もございまして、そのような変化というものを捉えながら、この切れ目のない支援体制を実施していくということを次の計画の中にも盛り込むべきといったご意見を頂戴してございます。

またその下、関係機関との連携というところでは、関係機関ということで区市町村、あるいは民間団体というところで、民間団体の被害者女性を支援する団体の皆様は財政面、あるいは人材面というところでご苦労されているという点もご意見として頂戴しておりますので、人材育成も含め、実態をちゃんと明確に把握するというところで調査研究を東京都としても行うべきといったご意見を頂戴してございますので、そちらを中間のまとめとして記載しているところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○清水会長 平澤課長、ありがとうございました。

それでは、ここまでの各部会、部会長様のご説明、さらに事務局からのご説明を踏まえまして、ご参加の皆様からのご意見、委員の皆様からのご意見を頂戴したいと思えます。自由に挙手をいただく、又はオンラインの方は何か示していただければ、私のほうからお名前を申し上げたいと思えます。よろしく願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 都議会の高橋まきこです。2点質問させていただきたいと思えます。質問の前提ですが議事録等できる限り拝見したところではございますが、まだ公開されていないものもございまして、既にご議論が終了したり、進んでいるという点もあるかと思

ますので、その点全てのキャッチアップができてない点をお詫びしながらお伺いさせていただきます。

2点伺いたいのですが、総じて国の進捗と併せましてこちらはどのように取り組んでいるか、また方向性について伺っていきたいと思います。1点目はご説明の中にもございましたほかの計画との整合性というところに関連するかと思いますが、国のほうでも第6次男女共同参画基本計画の作成にあたって、今、素案がまとめられていますので、既に具体的な内容は見れているというふうな解釈もあるかとは思いますが、ちょうど今この年度内に動いていますので、こちらとの相関関係であるとか一応見る必要性の部分のポイントなど既にご議論されているようであれば、その点について伺いたいです。

もう一点につきましては、ちょうど議事録で拝見したところだと第2回のこちらの配偶者暴力対策の部会でもご議論がされていらっしやいまして、今回の中間まとめのポイントの中では資料3から拝見しておりますが、「ささえる、ひろめる」の範囲の中で、「安心して暮らせる環境づくり」の中で「痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止」といったような、予防的な観点についても触れられています。部会で議論されている中でも、もっと小さい子供たちも被害を受けているということは今出てきているのであるとか、そういったことの深刻さについても議論いただいているようで拝見したところでございます。

ちょうど国のほうでも、現在のところでこども性暴力防止法の制定と施行までの間というところで、ここもまだまだガイドラインの案が示されたというのが最近の段階で、揺らぎもあるというところと、自治体の責務ややれるべきことということを我々もまだ勉強している途中でもございます。この二つの法令との関係とかそういったところを、これからの取りまとめについてどのように見ている、もしくは、この会議の中でご議論されてきたかについて教えてください。お願いいたします。

○清水会長 高橋委員、ありがとうございました。

まずは、事務局のほうからご説明いただいたほうがよろしいでしょうか。

○平澤男女平等参画課長 今、高橋委員からいただいたご質問について事務局からお答えさせていただきます。

国のほうで第6次の男女共同参画の計画が検討されておりまして、12月の制定というところを目指して議論を進めているというところは承知しているところでございま

す。

相関関係といったところだと、法律あるいはこの計画といったところに、内容の相関関係というところが明確に定められているものではないと思いますが、男女平等参画の東京都の計画といたしましては、国の男女共同参画基本法こちらに基づく都道府県の計画という位置づけがございますので、国の定める計画の内容も踏まえながら計画を作成する必要があると考えてございます。委員の皆様に関しましては国の委員も務めていただいている委員の皆様もいらっしゃいますので、国ではこういった議論をしているといった意見を頂戴しながら、東京都としてもそれをしっかりと踏まえながら議論をしていただいているという状況でございます。

また2点目のご質問でございますが、こちらに関しましては、国の性暴力に関する法律というようなところに関しましては、配偶者暴力と直接こちらにも計画上の位置づけの関係があるというところではございませんが、国のいわゆるDV法の状況であったり、国のその他、男女の、あるいは女性の活躍を阻害する暴力等に関する法律の状況というところは情報収集をし、また委員の皆様にも情報提供いただきながら、あるいは委員の皆様も専門知識をそれぞれお持ちでございますので、その辺りの状況について意見をおっしゃっていただきながら、議論を進めながら、計画に落とし込むというところは進めているところでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○清水会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで納米委員からご発言のご希望がありますので、よろしくお願いいたします。

○納米委員 納米でございます。よろしくお願いいたします。

ご説明ありがとうございます。まず東京都の動きは、全国的に注目されていると思いますので、男女平等参画推進総合計画、よいものをつくっていただきたいと心から思っているというのが前提でございます。

その上で4点、発言したいことがございます。中間のまとめ案、文章のほうを読ませていただきますと、背景、要因や施策の効果を丁寧に分析しというフレーズが2か所ですかね、要因について丁寧に分析しというところが2か所出てくるんですね。1か所目は、人口減少、少子高齢化に関わる部分で、特に東京都における合計特殊出生率が低いということに関わる部分だと思うんです。

2点目は男女の家事・育児時間がギャップが増加傾向にあるというところに関わって、その要因について丁寧に分析、検討とに出てきております。この点は非常に興味深いと言ったら語弊があるかもしれないのですが、大事なポイントだと思うのです。今の段階ではまだ分析、これから分析をする、もしくは分析をされている最中かもしれないのですが、次の会議のタイミングでは、できればその検討結果がどのような状況なのかということについても、併せてお教えいただければと思います。これが1点目です。

2点目は、女性の就業に関わる部分です。そこで選択肢を増やすというワーディングがされているのですが、この選択肢といいますと、例えば管理職になるというような選択肢もあるかと思えますし、また理系に進む女性が少ないということで、女性の職域を増やしていくという選択肢もあると思えます。しかし、果たしてそれは女性の選択の問題なのだろうか。女性が選択をしたように見えても、実はそのように選択せざるを得ないという背景があって、それは例えば、先ほどあった家事・育児時間のギャップが非常に大きくて、ケア労働が女性に重くのしかかっているという現状のままでは、選択肢が例えあったとしても選べないんじゃないかということです。選択肢というと、まるでメニューを増やすというふうに響くのですが、それももちろん大事だけれども、その背景にあるものに働きかけていかなければならないのではないかと2点目です。

3点目なのですが、ウィメンズプラザについてなのですが、私、長らく男女共同参画センターで仕事をしてまいりました。私自身が幸いなことに正職員として働いてまいりましたが、男女共同参画センター、ウィメンズプラザもそうだと思うのですが、非正規で働いている方が非常に多くいらっしゃいます。男女平等を進めていこうとする拠点施設の体制として、ぜひぜひその職員体制の見直しというのでしょうか、その充実というところもお願いをしたいと思います。

長くなって恐縮ですが、最後の点なのですが、配偶者暴力に関わる場所なのですが、これがやはり現在起こっている問題への対応ということと、それと同時に併せて、それが起こってしまう背景をやはり見ていかなければならないのではないかなと思うのですよね。やはり経済力の格差が大きいとか、ケアワークが片方の性に大きく偏っているとか、そういう状況があって、そこで力の差が生じて、そこで起きているということを何とかしていかないと、解消されていかないのではないかと考えます。

以上でございます。

○清水会長 納米委員、大変貴重なご意見だったと思います。特に、ご指摘のあった要因について分析をするというところで、家事分担ギャップの最近の変化とか、そういうところは私自身も非常に興味ございますので、ちょっと事務局とも相談して情報提供していければいいかなというふうに思います。

それ以外にもやはりいろいろな施策の背景ですね。実際に選択肢を広げたり、もしくは配偶者暴力対応策を講じたりするときにも、それがどうして起こっているのかという背景に踏み込む必要があるのじゃないかというご指摘も本当にそのとおりだというふうに思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、オンラインの方から手が挙がってらっしゃいますね、三木委員、お願いします。

○三木委員 ありがとうございます。NPO法人 t a d a i m a の代表をやっております三木と申します。僕たちの団体では家事をシェアするというのを主に広めるというところで活動しておりますので、その点で1点質問と1点こういう視点を入れてほしいなというところで発言をさせていただきたいと思います。

まず1点ご質問としては、家事・育児分担の取組をこれから行っていくというところと、あとは都民への広報の強化をしていかなければならないというところで書かれていたと思うのですが、以前、東京都が名もなき家事と範馬刃牙、アニメの範馬刃牙のコラボを行うことによって、名もなき家事を広めるというような取組というのを行っていたのですが、こちらかなり広まっていったというか話題にはなったというふうにも聞いております。

ただこれが一過性のもので終わってしまったのか、それとも実際にそれを知った都民の、例えばパパさんならばパパさんたちの行動変容に何かしら影響があったのか、つながっていったのかというところで、どうだったのかなというところを伺えたらなというふうにも思っております。

こういった取組の中で話題をつくっていくということはすごく大切ではあるものの、ただ影響のあるものとのコラボレーションを行うことで、そこだけで終わってしまって、その先につながっていかなければ仕方がないかなというところの懸念点がございましたので、そこで何かしらの効果だったりとか、そういったものというのが得られているかどうかというところを教えていただければというふうに思っております。

そしてもう一点、視点というところなんですけれども、僕自身が今様々な共働きのご夫婦であったりとか特に夫さん、パパさんからお話を伺うというようなことを事業として行っておりまして、その中でやっぱり家事とか育児の分担、若い世代の方ほど取り組むという姿勢というのは増えてきているなというところは実感値で感じております。ただその一方でやはりやらない、やりたくない、なかなか分からないという方々が多いというところもあるのですが、一つ共通点として見えてきていることがあるなと感じております。それが何かというと、ファミリーキャリアという考え方を家庭の中で取り入れているかどうかというところがかなり大きいなと。その分かれ目になっているなというのを感じております。

ファミリーキャリアというのは、家族それぞれでそれぞれのキャリアについて考えて、支え合ったりとか応援し合っていこうというような考え方になるのですが、やはり自分のキャリアだけというところに着目していると、自分の仕事の忙しさだったりとか繁忙期だったりとか出世だったりとか、そういったところにとらわれてしまうという中で、やはり時間が取りにくいとか、忙しさにかまけてほかのことができないというようなことというのが出てくるなというふうに感じております。

ただ、やはり上手にシェアをされているご夫婦の話を聞いていると、例えば今は妻がすごく頑張るタイミングだから自分はちょっと仕事をセーブしているだったりとか、逆に夫が出世に向けて全力で走りたいタイミングなので、妻としては家のことを頑張っているとか、何かそういった形で家族の中でキャリアを考え合うというような考え方をされているご夫婦というのは、やはり家事とか育児の分担に関しては、かなりスムーズに行われているなというような感覚を感じております。

ただ、こういった取組というのがなかなか地方だとやはり受け入れ難かったりとか、まだまだそこまでいっていないというところがある中で、東京がやはり先陣を切って、そういった考え方やファミリーキャリアというものを取り入れた発信というものをしていってもらえたらすごくいいなというふうに思っております。

以上になります。ありがとうございました。

○清水会長 三木委員、ありがとうございました。ご質問いただいた1点目、アニメとのコラボ、その後、何かやってらっしゃるかという点、事務局でよろしいでしょうか。

○平澤男女平等参画課長 家事・育児に関するご質問について回答をさせていただきます。

当局の事業にご注目いただきましてありがとうございます。昨年度、漫画とコラボレ

ーションして、家事・育児というものの事業に取り組んでいるところでございます。家事・育児に関しましては、都の調査の中では、男性が名もなき家事という、シャンプーの買い置きとか詰め替えを買うですとか、トイレトペーパーの買い置きを買っておくとか、そういった家事について男性が認知していないことが多いと。こういった家事のことを名もなき家事と呼んでおりまして、それを女性としっかりと分担をするといったところで、家事・育児の時間というものの男女格差というものに対する取組として実施したものでございます。

漫画に関しましては格闘技の漫画ということで、男性にも訴求するようなコンテンツというものを使いながら、名もなき家事というのを知っていただくというような取組をしたところでございます。こちらがメディア等にも取り上げていただいたところでございます。そういったところで何も関心のない方からまずこれは何だというふうに知っていただき、それで関心を持っていただいて認知していただくところからアプローチをしていくというのが当事業のところでございます。

この効果といったところに関しましては、今年度、家事・育児の実態調査というところを実施をしたところでございます。今結果をまさに分析をしているところでございまして、11月中に結果を公表させていただく予定としてございます。ここでお伝えできず大変恐縮なんですけれども、委員の皆様にもその結果というところは公表させていただきたいと思っております。

そういった形で事業とその結果というところは確認をしながら、またそれを結果を踏まえて、さらなる事業とアプローチというところを検討しているという状況でございます。

○清水会長 平澤課長、ありがとうございます。今月にも結果が出るということですので、また皆さんにも共有をさせていただければと思います。

また、二つ目でご指摘いただいた東京がリードしていく部分があるんじゃないかということは、納米委員からもご指摘いただいたので、しっかりとやっていければというふうに思っております。

続きまして根本委員、よろしくお願いたします。

○根本委員 ありがとうございます。東京経営者協会の根本でございます。

「中間のまとめ（案）」につきましては、妥当な内容であると理解いたしました。ご参画いただきました部会委員の皆様、そして事務局のご努力に心から敬意を表したいと

思います。その上で回答を求めるわけではございませんが、私が日頃から感じております女性活躍推進に関する問題意識について少しだけ発言をさせていただければと思います。

既にご指摘がありましたとおり、固定的なアンコンシャス・バイアスの払拭に向けましては、幼少期からの教育分野における取組など、雇用分野にとどまらない社会全体での課題解決の視点を常に持つことが必要不可欠だろうと考えています。この「中間のまとめ（案）」4 ページ目の④生活時間の箇所にも、男性の育児休業取得率が上昇傾向にある一方で、家庭内における家事・育児時間の男女差が拡大しているという実態についての記載がございます。これについては、さらに丁寧な分析を行っていただき、具体的な対応策をご検討いただければと考えます。

これまで議論されてまいりました企業の両立支援制度の整備状況に加えまして、家庭内における育児への意識や、実際の役割分担といった、ボトルネックの解消に向けた議論が求められる段階にきているのではないかと感じております。

また、働く親が安心して子育てと仕事を両立できる社会を実現するためには、雇用分野での議論の深化と並行して、保育環境の整備・拡充、社会保障制度の充実などについても検討が不可欠だろうと考えております。これにより、女性の就労継続を支えるだけでなく、男性の育児・家事への活躍を促す基盤をつくることにもつながります。さらに税制度、社会保障制度などの見直しにより、就業調整を気にせずに働ける環境を整えることで、より多くの女性が自らの可能性に挑戦し、活躍できる社会につながるのではないかと考えております。

企業といたしましては、これまでも女性一人ひとりの継続的、持続的成長を図るために、エンゲージメントの向上、女性活躍の推進、両立支援制度の整備といった施策に積極的に取り組んでまいりました。私どもとしてもそれを推進してきた立場にございます。こうした企業の努力をさらに実効あるものとするためにも、行政を中心として、教育機関、地域社会などが一体となって、意識と制度の両面から改革を進めていくことを強く希望いたします。

私からの発言は、以上でございます。

○清水会長 根本委員、ありがとうございます。企業の取組をさらに実効性を高めるためにも、自治体及び教育機関との連携が重要というのは全く私も同感でございます。さらに言えば先ほどもありましたけれども、育児休暇取得については男性は上がっている

にもかかわらず、従事時間というのでしょうかね、育児・家事をやる男性と女性のギャップがむしろ広がっているというのは非常にパズリングな話かなと私自身も思いますので、またこの点についてはちょっと確認をしていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

かまた委員、お願いします。

○かまた委員 都議会のかまたです。まずは男女ともに望んだ生活が送れるようにということで、幅広い視点を盛り込んでいただきまして、中間のまとめ案を進めてくださった皆様に感謝申し上げたいと思います。

私からは一つ要望がありまして、この具体的な盛り込む政策の方向性の中にも「痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止」というのを入れていただいたんですけれども、暴力の中には配偶者以外の方からの暴力もあるかと思えます。昨年、内閣府が調査をしてくださったワンストップ支援センターの相談の内容を見ましても、加害者がどんな関係かということで、友人、知人が第1位で、第2位が全く知らない人ということもありましたので、ぜひ配偶者以外の特に女性の暴力という視点も入れていただければなと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○清水会長 ありがとうございます。その点は、また配偶者暴力の部会のほうでもご議論いただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

笹岡委員、お願いします。

○笹岡委員 都議会の笹岡ゆうこです。よろしく願いいたします。

この中間のまとめを見させていただきまして、男女ともに自分らしく生きる選択肢を多くするんだという、この大きな理念のところが一層進んだということは、非常に評価できることだと思っております。私からは、2点、意見として言わせていただきます。

1点目は、やはりこれから出てくる女性活躍に関する条例との関係性が少し分かりにくいなという部分で、どういったふうに都民の方々に分かりやすく説明等々していくかというのは、課題があるのではないかなと思っております。これがまず1点目です。

もう1点目は、この男女平等とか女性活躍とか様々なことを考えるに当たっては、二つの見方があると思っております。1点目は人権の問題です。もう1点目は労働の課題です。1点目のこの人権の問題に関しては、この中間のまとめを見させていただきますとどんどん進んできていて、世の中がよい方向に舵を切っていくんだという姿勢が見えておりますので、アンコンシャス・バイアスですとか配偶者暴力、教育の面について

も非常に記載もよいのではないかなというふうに思っております。

しかしながら私の課題感としては、もう一つの労働の問題です。先ほどからありますとおり、家事・育児関連の時間の差でありますとか意識づけの話等々もございしますが、私が本当にこの世の中の構造的な課題があると思っておりますのは、男性も含めた長時間労働の問題です。私も共働きでやっております、子育てと介護もしておりますが、やはり時間に追われている状態で、男性も女性もやはりこの長時間労働を何とかして見直して、柔軟な働き方ができるような、この構造的な問題をどうにかしない限りは、育業を取るとか介護休暇を取るとか、そういったスポット的な施策で何とかなるものではないのではないかなというふうに思っておりますので、私からの問題提起としては、大きくこの日本に横たわる長時間労働という構造的な問題には触れなくていいのかなというふうに思っているところが1点ということで申し上げたいと思います。

全体的には非常に東京都として頑張っていくんだというのが見えるところでありますので、私としては評価をさせていただいております。以上です。

○清水会長 笹岡委員、ありがとうございます。1点目の都の条例との関係は、また先ほども話題になりましたので今後整理をしたいと思います。2点目の労働に関する平等、女性活躍における構造問題ですね。長時間労働、皆さん、特に私のような海外と行き来していると、日本の方は引き続き一生懸命長時間働いていらっしゃるの、それをどうより柔軟なものにしていくか、生産性を上げていくかといった観点も含めて、非常に重要な問題だなというふうに思います。

佐々木（珠）委員お願いします。

○佐々木（珠）委員 はい、ありがとうございます。連合東京の佐々木でございます。ご説明ありがとうございます。私からは女性活躍の条例の検討部会の委員をやっていた立場で、そこでも言わせていただいた点と、この計画に向けての点で意見を申し上げさせていただきます。

まず、自分らしく生きていくというところと、女性がいきいき働けるというところで、私、労働団体の代表という立場でございますので、働くひとり親家庭の支援というところがありましたけども、やっぱりひとり親、特にシングルマザーの方がダブルワーク、トリプルワークをしないと生活ができないという、この状況をまず何とかしなければいけないかなと。

本当に不本意非正規雇用、望んで非正規で働いている方に何か言うつもりは全くない

のですけども、望まないのに非正規でしか働けないというこの環境を東京から何とかできるのであれば、それが一番いいです。先ほど委員からもお話ありましたが、ウィメンズプラザとかDVの相談もそうなんですが、自治体の職員でもそういう現場を支えている相談員はほぼ非正規なんです。こういった部分もいかなものかと思います。自分の雇用がすごく不安定なのに人の相談に乗ってられないというか、言い方が悪いですけど、そういう不安定な状態の中でマンパワーで回している、この現場実態を東京都としてどう考えるのか、そこもぜひ前向きに進めていただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○清水会長 ありがとうございます。条例のほうでもご貢献をいただいていることで、非常にありがとうございます。またご指摘の点も踏まえて、しっかりと対応していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

江崎委員、お願いいたします。

○江崎委員 都議会議員の江崎さなえと申します。私も今この社会が全体として女性の社会進出ということを主に訴えている一方で、少子化は続いておりまして、私が訴えていきたいなと思うところは、やっぱりしっかりとお母さんを選択することもできる。働きたい女性は働くこともできる。そして子育てが一定程度終わった後、しっかりとお母さんが社会進出できる。この子育て専業主婦になってしまった後、1回仕事を辞めてしまえばキャリア復帰ができないのが、今の日本の大きな社会問題であると思っております。しっかりと自分のキャリア、お母さんである、子育てをすることを選ぶことができる社会をつくるということも、私たちが考えていかなければいけない課題の一つではないかなというふうに思っております。

以上です。

○清水会長 ありがとうございます。出産を選べる、さらに言えばそれを子育てを終えてからしっかりと復帰できる、キャリアをつないでいけるというのは非常に大事な事かなというふうに思っております。

矢島部会長、よろしく願いいたします。

○矢島部会長 先ほど長時間労働の問題のご指摘をいただきましたので、部会でも少しその辺りの意見交換しておりますので、補足をさせていただきたいと思っております。

やはり今共働き、共育てということ国も言っていて、働くということだけではなく

て、育てるという視点は出てきているのですが、男女の働き方とか家事・育児時間といったものは注目されているのですが、その先にある子供の生活ってどうなっているのだろうか、家族全体での様々な生活時間との兼ね合い、例えば睡眠であるとか健康の問題であるとか、そういうところについてまだ視点が足りないのではないかとということ、部会の中でも議論しております。

ですので、東京都の総合計画としては、今まで男性が働き、女性が家庭の中で、男性が長時間労働となって子供との接触があまり持たなくてという中で、女性がほぼ子供のケアを1人でするといような状況から、今おっしゃられたように様々な選択もちらんあっていいのですけれども、以前に比べるとだんだん共働きする家庭が増えてくるという中で、女性もこれまでの男性のような働き方をしてしまって、男性の働き方も変わらないであるとか、その変化もあまり小さいものであったりすると、家族の生活が成り立っていかないということ。ですので、共働き、共育ての先にある子供を含めた家族のウェルビーイングと、そういったことについても視点が非常に重要ではないかということ、部会の中でも議論しております。

それともう一点補足ですけれども、次の計画の前段部分で、これまでの変化ということを示すということについても非常に重要だと考えておりました、やはりこの男女平等ということについては、日本のみならず世界においても非常に時間のかかる取組であるということ。特に日本はまだまだ遅れており、この先も長いと思うのですが、その中で長期的な課題だけをずっと書き続けていると何も変わっていないかのように見えて、徒労感ばかり増えてしまう。ですので、近年の中にある変化というものをしっかりとデータで捉えて、計画の中に盛り込んでいただきたいということをお伝えしております。その変化というのは、中にはポジティブなものもありますので、ポジティブな変化と残された課題というのをしっかりと捉まえて、次の計画に活かしていくことが重要ではないかと考えております。

以上です。

○清水会長 矢島部会長、部会での議論、超長時間労働に関してもご議論いただいたということ、ありがとうございます。おっしゃったように男性、女性の役割分担プラスそのお子様のウェルビーイングといいますか、そこもしっかり考えていくということは大事だなというふうに思いました。さらにまた、世界でもいろいろな取組が本当にここ50年ぐらいでやられていますので、おっしゃるように課題をどんどん積み上げていくこ

とももちろん大事なんですけれども、どういう変化があったのかという点は我々としても勉強していければなというふうに思っております。ありがとうございました。

続きまして、片岡委員、よろしくお願いいたします。

○片岡委員 ありがとうございます。聖路加国際大学の片岡と申します。私は配偶者の暴力対策部会の委員をさせていただいております、その中での議論も本当に皆さんの意見を聞きながら、今回の計画に反映させていただいております。

私、すごく難しいなというところもございますが、先ほどから子供への被害のこともあったり、予防的な観点であったり、様々な暴力があって、それらを統合的にやはり解決をしていくために、今回の中間まとめの中の3番目として、東京都の中でも各部門間の連携を生かして施策の見直しを推進というふうに出していただいております。やはり子供のことだと教育ということで、教育庁というか、そういう部署があると思いますし、警察のことであったり、様々な部門が連携をして取り組んでいくというのが、全体をよくしていくためには必要で、このように入れてもらっているのですが、その難しさというのも実際あるのではないかと推測します。

ですから、計画においてどういうふうに部門間で連携をして、どこがどのような役割をしていくと今後全体としての組織として、それから都民の皆さん全域に普及していくようなサービスができるのかというところができるのじゃないかなと期待しておりますので、ここを計画していくときに具体的にどのように、どこを連携して、どこがどういう立場を取ってということを明記していただくと有り難いなというふうに思います。

あともう一点、こちらのほうの中間まとめのほうでは、東京ウィメンズプラザの機能強化というところに入れていただいておりますけれども、今後、東京都内で被害に遭った方を含め、データをどのように共有し、適時その情報を入手して、そしてつながっていけるかというところで、個人情報なりを守りながら、だけどどうやってみんなが情報を共有し、進めていけるかというところも課題だと思うので、ぜひその部分も計画に入れていただきたいなと思われました。

以上になります。

○清水会長 片岡委員、ありがとうございます。部門間での連携、特に教育関係等、非常に重要で、先ほどもご意見いただきましたので、可能であれば明記をする、どういう連携をしていくのかというのは明記をしていくということも承りました。また、ウィメンズプラザに関しても個人情報の扱いなんかなにも留意が必要だと思いますが、データの適

時の共有といいますか、そういうものも考えていく必要があるというふうに思います。  
ありがとうございます。

岸本委員、よろしく申し上げます。

○岸本委員 岸本聡子です。よろしく申し上げます。本日からこの審議会に参加させていただき大変うれしく思っております。今までの議論を踏まえての中間報告ということで、私が読める限りの資料を読んだとはいえ、皆さんのこれまでの長い議論を全部聞いているわけではないので、それを踏まえた上で質問というか課題認識をお話ししたいと思っております。

この中間まとめの後に、今日の審議で皆さんが指摘されました人権、労働、そして様々な視点、特に私は公務の現場におりますので、女性の困難、そして女性の権利や平等を支える方たちの労働ということが指摘されたことは大変重要だと思っております。さらに加えて言いますと、公務労働の現場の非正規化というのは非常に大きいのですが、これは市役所、区役所の中だけでなく公務の周辺、周りにあるたくさんの公契約、それから学校の労働がありますけれども、これを支えているのが相当の確率で女性です。学校の先生方を支える仕事というのは今、子供たちの多様な学びを支えることだとか必要性が増えておりますけれども、大きく言いますとこのケアワークに関わる仕事というのは、本当に女性に支えられている中で、ここでの賃金が低いということは、当然、皆さん、深い認識をしていらっしゃると思うのですが、社会的認知の低さというのに取り組まなければいけないというふうに思っております。これをこの東京都からもし問題認識として発信をすることができたら、全国的に大きな影響力があるのかと思いつつ皆さんの議論を聞いておりました。

もう一点は、長時間労働のことが指摘されたことは大変重要だと思います。今、社会環境、日々大きく動いておりますけれども、今まで男女共同参画のライフワークバランスを何とかつくっていかうというたゆまない取組の中で、今社会は、例えば成長や活躍とかそういったことで、どういうふうになっていくのかなと皆さん不安のところも多いかと思うのですが、ここに関する長時間労働のことをきちんと捉えることによって、たゆまない取組をさらに進めることができるのではないかと思います。

私は杉並区から参りましたけれども、最後に一点、女性のキャリア・ディベロップメントに関して一言、非常に興味深い数値がありますのでお伝えしたいと思います。当然、企業さんも区役所のような公務職場も女性の管理職、それから意思決定に関わっていく

女性たちを増やさなければいけないというのはもう共通認識だと思うのですが、現実として先ほどの長時間労働などとも関連していると思いますが、今、杉並区では、エンゲージメント調査を行っております。自治体ではこの相当細かい長期的なエンゲージメント調査をいろいろな危機感からやっていく自治体が増えているのですが、この数値というのは、ぜひ、いずれ公開されるものでもありますので参考にさせていただきたいと思います。

一番衝撃的だったのは昇任意欲で、区役所は20代、30代の女性が主力です。しかしこの昇任意欲、30代、35歳から39歳の課長以上に昇任したい人の割合というのが、ちょっと今はっきりとは言えないのですが5%以下でした。これは衝撃の数値です。これに対して同じ年代の男性の昇任意欲は20%を超えています。これも決して高いとは言えないのですが、この数に私たち、5年後、10年後、15年後の区役所の姿を見ることになりましたので、危機感を改めて強くして、こういった明らかになった課題に集中して取り組んでいくということがまず私の組織では大切だというふうに思っています。女性の意思決定への参画、そしてキャリア・ディベロップメントの視点から昇任意欲を失わせる要因、これについても議論を深められたら有り難いと思います。ありがとうございました。

○清水会長 岸本委員、ありがとうございます。杉並区の貴重な情報も共有いただきましてありがとうございました。先ほど来、出ています長時間労働の問題も含めて、私どもとしてもしっかり認識をしていきたいというふうに思っております。

櫻井委員、よろしくお願いたします。

○櫻井委員 一般社団法人GENCOURAGE代表理事の櫻井彩乃と申します。部会に入っていた中でなんですけれども、そこでの話と今日の配偶者暴力のところで3点ございます。

1点目が、資料の中間まとめ案でいう5ページ、6ページのところにありますけれども、東京都が行った高校生だったり小学生を比較した思い込みに関する調査がありますが、あれはすごく衝撃的な数字だなというふうに私は思っていて、いろんなところで講演したり学生に対してお話しする際にも、私たち、実は平等だと思っている、かつ思い込みないと思っているけど、思い込みあるんだよというのでいつもお話させていただいて、学生たち自身がすごくこれを見て驚くということがあるんですね。

やはりこういったジェンダー平等ですとか男女共同参画に関する取組のお話をすると

きに、どうしても労働のお話だったり女性活躍の話になってしまいがちなんですけども、やはりこの若い世代がこんなにも思い込みが強いというところを、しっかり着目しなければいけないのかなというふうに思います。若い世代がある程度社会に出ていけば、日本は平等になるよねというふうによく言われるのですが、このままだと再生産してしまっているので平等な社会は訪れない。意識が私たちも刷り込まれているというところがあるので、やはりここをどうやって再生産していかないようにするかというのは、しっかりと別軸で考えていく必要があるかなというふうに思っております。

今、アンコンシャス・バイアス、無意識の思い込みって、もうはやりワードに若干なってきたというふうに思っていて、そういった中で全てが無意識の思い込みで片づけられがちですけども、その中には明確な差別の構造ですとか、それはバイアスじゃなくて差別だよというようなことも含まれておりますので、そこは全部が差別ではなくてステレオタイプですとか、偏見・差別は同じものではないという認識のもと取組を進めていくことが大事ですし、無意識の思い込みというふうにすると個人の問題というふうに捉えて、そこで個人がどうにかするということになりがちですけど、差別的な構造ですとか制度の背景にしっかり目を向けて、そういったことも両輪で解決をしていくんだということ、全部思い込みで片づけないということをこの取りまとめだったりとか、あとの取組でも意識していただけたらなと思います。

最後に、先ほど性暴力のところ、様々な意見が出ておりましたけど、やはり特に若い世代、今デジタルを介した性暴力の被害に多く遭っております。これ実態調査ですとか、あといろんな取組も必要ですけども、国もやってはいますけど、やはり特に東京都に住む若い人はいろんなことにアクセスできるというのもありますので、こういったところもしっかり取組強化していただけるとよいなと思います。

以上です。

○清水会長 ありがとうございます。思い込みの点は、私も日頃から非常に若者の思い込みをどう解消するかというのは、非常に大事だなと思いながら取り組ませていただいています。ありがとうございます。

オンラインで佐々木委員、よろしくお願ひいたします。

○佐々木（真紀）委員 ウェルクの佐々木と申します。女性支援団体の配偶者暴力部会に参加させていただいております。

一つ事務局の説明のときに、この配偶者暴力8というところの中で、都内の配偶者暴

力の相談件数というのが5万5,000を超えて高止まりしていますと。しかし一方で一時保護件数や保護命令の件数が減少傾向にあるなど、配偶者暴力における複雑な現状がかいま見えますというのがあるのですけれども、ここの部分でちょっと今年、東京都が配布、今年出された配偶者暴力相談支援件数というのを見てみたのですけれども、現状の数字が大体東京都の市区町村でやっているのが3万ぐらいあって、保護しているのが大体200ぐらいなんです。だから、もう1%を切っているんです、一時保護の件数が。民間支援団体もそうですし、あと23区は特別区の法制事務組合が持っている宿泊所もありますし、ある福祉事務所の経験とかでは、来所者のほぼ3割近くが一時保護されているという数字もあるんです。なので、この1%を切る一時保護の件数というのは、多分、東京都の持っている資源の数字だけを上げておられるのじゃないかなんかと思っていて、民間支援団体はほぼ満室状態でやっているところも多いので、こういう何か実態を示すには、東京都は民間の支援団体も多いですし、市区町村が個々に持っている資源もかなりあるんです。その数字がやっぱり反映されていないということが言えるんじゃないかなんか思っております。

なので、その実態を明確に把握するということをやったので、ぜひ民間支援団体もどれだけやっているのかということ、こういう中でやっぱりちょっと話を出していただくと有り難いということ。民間支援団体はみんな高齢化してきていますので、今、財政難とか人材難というので東京都に21団体で要望書を出しているような状態なんです。このままじゃあ、もう立ち行かないという状態の人たちの支援というか、事業環境を整備してもらおうようなところに少し若い人たちが働けるような、非営利団体の雇用状況の安定とか、そういったものも考えていただくと有り難いなと思います。よろしくお願ひします。

○清水会長 佐々木委員、ありがとうございます。数字の話について何か事務局さんありますか。

○平澤男女平等参画課長 事務局から先ほどのご指摘の点につきましては、公表している数字というところは、都の施設における状況というところをこの今の中間のまとめの案には記載しているところでございます。先ほど佐々木委員からもありました区市町村であったり、民間団体の状況といったところの把握というところは、配偶者暴力の部会の中でもご意見を頂戴してございまして、そういった意味でもウィメンズプラザにおいても調査ですとか、そういった機能を強化するというようなところは、いろいろ実態の把

握というところを東京都としても今後さらに進める必要があるというようなご意見を反映したものでございまして、そういったところで取り組んでまいりたいと考えております。

○清水会長 ありがとうございます。

佐光委員、お願いします。

○佐光委員 NPO法人コミュニティネットワークウェブの佐光正子と申します。今の佐々木委員からの意見にもちょっと通じることがあるのでお話をさせていただきたいと思います。

私たち、新しい女性支援新法でうたっております民間との連携・協働というところにつきましても、今民間団体の現状がかなり厳しい現状にあります。それを対等な、ほぼボランティアで動いているような民間の活動が、対等なパートナーとしての連携・協働につながるような、そんな形に変えていきたい、変えてほしいという希望があります。

多くの困り事を抱えたり、暴力を受けた女性たちがトラウマを抱えていることが大変多いです。子供とか小さな男の子とかも性暴力とかですと年齢や性別に関係なく、大きなトラウマを抱えたまま生活していくことになりますので、そうした中長期的な支援におきまして民間の力、経験などを十分に生かして、ともに進んでいけたらというふうに思っております。この辺が本当に女性支援を13条で書かれている民間との連携・協働というところを十分に生かしていけるよう、今後の政策や制度のはざまに落ちないでいけるように、私たちが一緒に進んでいけるようにぜひ取り入れていってほしいと思います。ありがとうございます。

○清水会長 佐光委員、貴重なご意見ありがとうございます。民間の現場の非常に厳しい環境ですね、私どももしっかり認識しながらやっていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

藤森部会長、お願いします。

○藤森部会長 今トラウマの話が出てきましたけれども、支援者の方たち、これは直接被害者の支援だけではなくて役所の窓口であるとか、いろんな形で都民の方と接するとき、一つの考え方としてトラウマ・インフォームド・ケアという形で、人々は見えないけれどもトラウマを抱えている可能性があるんだという考え方をしなくちゃいけないというのが、トラウマを理解したケアということでトラウマ・インフォームド・ケア。この基になるのは、実は逆境的小児期体験研究というのがアメリカで行われていて、1万

7, 000人以上の成人の方に調査をした結果、約64%の方が過去に18歳未満に一つ以上のトラウマ体験をしていて、そのトラウマ体験をしていることが実は精神的な問題だけじゃなくて、身体疾患、糖尿病、鬱、がんなど、いろんな慢性疾患の罹患率が非常に高く、発症率も高く、治りにくいということが分かってきているということは、もう世界の中で広まっていて、公衆衛生の考え方として非常に重要なものとされています。

この考え方は、まだまだ日本の現場の方たちまで、福祉の現場まで降りてなかったりするんで、目の前のトラウマには結構すごく分かりやすいものに集約されるんですけど、その人の過去にもっとほかのトラウマもあるかもしれないねということ、でもトラウマがなさそうに見える人にもトラウマがあるかもしれないねということを理解して、二次被害を与えないようにして、それから支援を重ねていくという考え方がトラウマ・インフォームド・ケアなんですけど、これを多分、全職員、社会全体であったり、医療、福祉、教育、司法に携わる人は学ばなくてはいけないと思いますし、役所に勤めていらっしゃる職員の方、一般事務の方もこういう考え方を身につけていただくと、なるべく燃え尽きないようにするには、個人で抱えるのではなくてチームで抱えるんだみたいな、働き方の構造自体が変わってくるという気持ちを持って、ぜひそういう形での職員の育成、燃え尽きを少なくして、若い人たちを取り込むためにそういうことをやっていく。そして子供たちの教育にも、その考え方を幼い頃から教えていって、声を発していいんだよということを保障してあげるみたいな、そういうアプローチがとても必要になってきて、ちょっと横断的なところだけではなくて縦断的にどういうふうに人を支えていくかという考え方を広めていっていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○清水会長 ありがとうございます。トラウマ・インフォームド・ケアのところですね。表層的なというか、見えているものだけではなくて、より重層的に取り組んでいく。さらには、人材の育成教育にもそういう視点を取り込んでいくということで、貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

オンラインで参加いただいている福田委員、もし何か追加でご発言あるようでしたらお願いいたします。

○福田委員 国立社会保障・人口問題研究所の福田です。お話を伺っていて、最初のほうですけれども、人口減少との関係で少し皆さん、ご関心があるというようなお話がございましたけれども、簡単に私の分かる範囲で東京都の現状について補足できればと思い

ます。

東京都ですね、人口といいますか人口減少自体は、実は出生率は非常に低いのですが、流入してくる人口が多いということで、他の都道府県に比べて人口に関しては唯一増え続けているという状況でございます。

一方で出生率に関しましては、お話にありましたように非常に低いと。皆様が出生率というふうにおっしゃっているのは合計特殊出生率というものでして、こちらは未婚の女性も分母に入ってきて計算するような出生率の指標となっております。どうしても仕事あるいは大学進学といった都合で、若い女性、特に未婚女性の流入というのが東京都は多いということもございまして、こうした指標で計算しますと、非常に出生率低いというような結果が出るということとなっております。ですので比較する場合には、結婚している夫婦の方々を対象にして、その方々の中での就業の状況、例えば共働きであるのか専業主婦であるのかといったところを分けて、それぞれのグループごとに出生率を計算してみると、そういった形で比較してみることが恐らく必要なのかなというふうにお話を聞いていて感じたところです。

私からの補足に関しては、以上となります。

○清水会長 ありがとうございます。東京都については確かにあの若い女性の方の流入というのも多いと思いますので、ご指摘のようなデータのさらなる分析というのもぜひ今後も期待したいというふうに思います。

松田委員、よろしく願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。部会の委員でしたので発言を控えておりました。皆様のご発言を伺いまして少しだけ補足させていただけたらと思います。

ここまでの取りまとめ、ありがとうございます。私は地域のほうにおりますので、先ほどあったアンペイドイワークであったりとか、それから認知度の低いケアワークといったところに本当に女性が関わっているなと感じています。今回も自分らしくとか、選択できるとか、希望する生き方というところに非常に共感はあるのですがけれども、まずそこにたどり着くところに難しさを感じています。自分らしくということが分からなかったり、選択肢が広がっていなかったり、自分の希望するということが自体が、チャンスがない場合には、相談窓口というよりはやっぱり伴走支援が本当に必要だなというふうに思っています。

伴走というところになると、どうしても先ほど佐光委員からもありましたけれども、

対等なパートナーシップというところの難しさを感じていますので、そういったところが進んでいけると次期計画がそれに発展するかなと感じています。どうぞよろしく願いします。

○清水会長 松田委員、ありがとうございます。何回か今回も出ておりますけれども、自分らしく、もしくは選択できるというその前の問題、その手前である意味ケアを受けられずにいらっしゃる方にどう寄り添っていくかというのも一つの課題だなというふうにお伺いしておりました。ありがとうございます。

それでは、また追加でご意見等ございます場合は、メール等で事務局にお伝えをいただきたいと思います。本日の会合でのこの場でのご意見ということは、ここで一度終了させていただきたいと思います。

本日も非常に有益なご意見をいただきましてありがとうございます。私の中でも特に皆さんから伺っていてそうだなと思いました。まず第一に、前回も申し上げたと思うのですが、やはりファクトのしっかりした理解、これは海外で起こっていることも含めてですけれども、先ほど来出ている特に家事分担ギャップが実は最近広がっているのではないかということにつきましても、ぜひ背景分析も含めて、今後もファクト認識を深めていきたいというふうに思っております。

またさらに今日のご議論の中では、背景の理解ですね。構造的な問題がそこに隠れているのではないか、ないしは浮き彫りになってこない家庭の中での例えば子供さんの状況も含めて、数字ではなかなか伺えないようなことについても理解ないしは思いをはせて、特に今日話題になったのは長時間労働というのが日本全体にはまだまだ残っておりますので、そうしたものの影響なども引き続き考えていく必要があるかなと思います。

最後にこれも私がいつも申し上げますけれども、東京都の取組というのは日本の全体をリードするという点でも重要ですし、社会的に見ても、世界的に見ても、今日本は女性、男女の共同参画はいろいろな意味で、政治の意味も含めて注目をされておりますので、そういう期待にしっかりと応えていくような活動ができればいいなというふうに心から思っております。ありがとうございます。

それでは、次第の3、その他について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○久松都民活躍支援担当部長 それでは資料5「今後のスケジュール」をご覧ください。本日の議論を踏まえまして、審議会としての中間のまとめを作成させていただきます。作成に当たりましては各部会長と調整の上、最終的には清水会長にご一任いただきたい

と思います。また中間のまとめについて都民からの意見を募集いたします。

1 1月中旬から約1か月程度意見を受け付けまして、各部会において都民から寄せられた意見をご検討の上、答申案をまとめていき、2月の第3回総会に報告していただく予定でございます。総会ではその答申案についてご審議いただき、答申の取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、第3回の総会の日程につきましては、別途ご連絡の上、調整させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○清水会長 ありがとうございます。今いただいた今後の予定につきましては、もう一度おさらいしておきますと、中間のまとめの作成を本日の議論を踏まえてやらせていただきまして、作成に当たっては両部会長のご意見等もまた伺いながら、最終的には私に一任をいただければというふうに思っております。またその後、都民の意見も募集、パブリックコメントをもらっていくということですので、最終的には都民の皆様のご意見も踏まえて、来年の2月に答申を出させていただきたいということでございます。

改めて、この手続というか進め方、ご意見、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○清水会長 それでは、また追加でお気づきの点があれば遠慮なく、またメールでお寄せいただければと思います。それでは、特に追加のご意見がないようございましたら、この予定で今後とも進めさせていただきたいと思います。

本日は、これで議論を全て終了いたしますけれどもよろしいでしょうか。

(意見なし)

○清水会長 それでは、最後に古屋生活文化局長様からご挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

○古屋生活文化局長 生活文化局長、古屋でございます。

皆様、本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。中間のまとめ案の取りまとめということであまり時間がない中、精力的にご議論いただきまして、また本日も現場を踏まえた様々な貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

もともとこの現行計画でございますけれども、二つの主な柱で構成されておりました、一つは女性が働く場で活躍していくために必要な環境整備していくこと、例えば介護ですとか育児とかの支援、家事の分担。それともう一つの柱がそれをアンコンシャス・バイアスをはじめとした機運の醸成ですとか、精神的な面での環境を整えていくと。こう

いった二つの柱だったのが、今回のご議論で女性活躍条例の制定を踏まえた、働く場における女性の活躍ということの一つしっかりと項目立てをしながら、もう一方で、働く場以外での女性の選択、男女ともにでございますけれども、地域や家庭での女性の選択、男性の選択、これをよりしやすいようにしていこうという項目が改めて一つ項目としてつくられるというふうになっている。こういったことと、もう一つは、支える、広めるというところで、アンコンシャス・バイアス以外にも例えば、私どもも取り組んでおりますけれども痴漢の撲滅、これは都市の恥だと思って頑張っているところでございますけれども、こういったことですか、災害時の対応で女性の視点を入れることですか、お手洗いの問題といったように新しい問題、これも男女ともに安心して都内で活躍していく、活動していくための環境整備として一つ膨らませて項目立てをする。そういった方向性が示されていることにつきまして、総合計画としてふさわしい包括性を備えてきているというふうに、非常に喜ばしく思っております。改めて御礼申し上げます。

この先、皆様の本日のご意見も踏まえて、私がこの審議会の最初にご挨拶させていただいたときにお約束したことが二つございまして、一つが通常こういった計画がつくった後に、ではどんな事業をするかということを変更して考えて、次の年に予算を要求していくということですが、1年空いてしまうということで、この計画の女性活躍条例の制定も含む、この計画の策定に関するご意見をいろいろ踏まえながら、事業を並行して要求していくということをお約束申し上げまして、それはこの間、例えば都民の皆様がこういった東京都の施策、取組を知っていただくこと、今回の計画をつくっていくという過程も踏まえてこれらを知っていただくことがエンカレッジしていくことということで、来年度様々な事業を各局と相談しているところでございます。最終的には、この計画の事業として立てつけてまいりますので、そこについても今後皆様に見ていただけたらというふうに考えております。本日のご意見も後押しいただくものとして大変喜ばしく思っております。

それからもう一つがPRということで、アンコンシャス・バイアスを最初にウィメンズプラザで講座でやったときには、役所がこれを手がけるのは何だろうということもあって非常に話題を呼びまして、先ほど委員の皆様から刃牙との連携についてもありましたとお聞き、知っていただくということはやはり非常に大切でございます。私も先般ある大学で、今計画をつくっていますよというご説明をしたときに学生さんにアンケートを

お願いしたのですが、育業について非常に大きな関心を寄せられたというアンケートもいただいております、こういった計画過程をオープンにしながら、いろいろな方に議論をいただいて、それがまたこの計画に返っていくというところが非常に重要でございます。皆様のご意見を隅々まで活用させていただきまして、この計画の策定とそれに伴う事業の実施に結びつけてまいりたいと考えてございます。

今後も忙しいスケジュールの中でお願い申し上げますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○清水会長 古屋局長、ありがとうございます。いろんな難しい問題も含めてコミットをしていただきましてありがとうございます。事業を前倒しで、時間を空くことなくやっていくということは非常に大事だなと思います。ありがとうございました。

それでは、これもちまして東京都男女平等参画審議会第2回総会を閉会いたします。長時間にわたりご協力ありがとうございました。

(午前11時45分 閉会)